

令和 2 年 5 月 20 日

3 年生 保護者様

大阪市立加美南中学校
校長 泉 和 善

5 月 25 日（月曜日）～29 日（金曜日）の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和 2 年 5 月 31 日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行ったうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪市教育委員会からの通知を受け、来週の標記期間に、3 年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

3 年生につきましては、次のとおりに実施いたしますので、ご確認のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、3 年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

記

1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において、学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、中学校への接続に（進路の指導の）配慮が必要な最終学年の児童（生徒）が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に留意したうえで、他の学年に先行して、授業を再開します。

2 授業実施における 3 年生の班分け

- ・A 班 出席番号 1 番～17 番
- ・B 班 出席番号 18 番～34 番

3 3 年生の授業実施計画（班によって、午前・午後の違いがあります。ご注意ください。）

		5 月 25 日（月曜日）	5 月 27 日（水曜日）	5 月 29 日（金曜日）
午 前 の 部	08:30～08:40	A 班の登校時間	B 班の登校時間	A 班の登校時間
	08:40～08:50	朝の会	朝の会	朝の会
	08:50～09:30	1 時間目	1 時間目	1 時間目
	09:45～10:25	2 時間目	2 時間目	2 時間目
	10:40～11:20	3 時間目	3 時間目	3 時間目
	11:20～11:30	終わりの会	終わりの会	終わりの会
午後からの授業				
午 後 の 部	12:40～12:50	B 班の登校時間	A 班の登校時間	B 班の登校時間
	12:50～13:00	はじめの会	はじめの会	はじめの会
	13:00～13:40	1 時間目	1 時間目	1 時間目
	13:55～14:35	2 時間目	2 時間目	2 時間目
	14:50～15:30	3 時間目	3 時間目	3 時間目
	15:30～15:40	終わりの会	終わりの会	終わりの会

4 3年生時間割

	3年1組	3年2組	3年3組	3年4組
25日(月)1限	検診+総合	検診+総合	社会	英語
25日(月)2限	検診+総合	検診+総合	保健体育	数学
25日(月)3限	理科	国語	家庭科	保健体育
27日(水)1限	数学	家庭科	国語	理科
27日(水)2限	社会	数学	英語	国語
27日(水)3限	英語	社会	理科	家庭科
29日(金)1限	国語	理科	検診+総合	検診+総合
29日(金)2限	家庭科	保健体育	検診+総合	検診+総合
29日(金)3限	保健体育	英語	数学	社会

*保健体育、検診が時間割に入っている時は体操服で登校してください。

5 持ち物等の連絡

共通	筆記用具、宿題、水筒、タオル、メガネ（検診時に必要な人のみ）自習教材
国語	2年生の教科書 ノート
社会	歴史の教科書、歴史の資料集 ノート
数学	2年生の教科書 ノート
理科	3年生の教科書 ノート、のり
英語	3年生の教科書 ノート（大学ノート可）、完全学習、3年間の総まとめ A4のファイル（今までに使っていたもので良い）
保健体育	夏用体操服（授業時は体操服で登校）、冬用体操服（各自で判断）、体育館シューズ 保健の教科書、実技資料集、ノート
家庭科	教科書、ファイル、宿題プリント（4枚） *小テスト行います

6 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりません。お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。
- ・学校園で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。
 - ①お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
 - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合